

#### 4 森推鳥第 211 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和 4 年 11 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 1 糠塚山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

##### (1) 区域

小諸市乙女地籍の県道小諸中込線と操矢川との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、同県道から市道 1167 号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と主要地方道佐久小諸線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西進し、同主要地方道佐久小諸線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西進し、同主要地方道と操矢川との交点（小諸橋）に至り、同点から同川を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 79 ha）

##### (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

#### 2 小海特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

##### (1) 区域

南佐久郡小海町大字豊里地籍の町道土村・八那池線と千曲川との交点（箕輪橋）を起点とし、同点から同川左岸を北進し、相木川との交点に至り、同点から同川右岸を南東進し、町道大洲・除ヶ線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、町道鎰掛・土村線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、小海トンネル東側入口との交点に至り、同点から小海トンネル上の山林を西進し、町道鎰掛・土村線との交点（小海トンネル西側入口）に至り、同点から同町道を西進し、町道土村・八那池線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道新田・小海原線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道芦田・小海原戦との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道土村・八那池線との交点に至り、同点から同町道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 131 ha）

##### (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

#### 3 海尻特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

##### (1) 区域

南佐久郡海尻地籍の村道海尻駅線と村道 1116 号線との交点を起点とし、同点から同村道を南東進し、東京電力箕輪発電所取水堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を南西進し、国道 141 号線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、村道 1004 号線との交点に至り、同点から同道を北西進し、村道海尻駅線との交点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。(面積 8 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

4 菅平特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

上田市菅平高原の国道 406 号線と上田市道西組羽根尾線との接点を起点とし、同市道を西進し県道傍陽菅平線との交点に至り、同点から同県道を東進し、上田市道下条線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道燕線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道長野菅平線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、国道 406 号線との交点に至り、同点から同国道を南進して、起点に至る一円の区域。(面積 150 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

5 十の原特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

上田市真田町長地籍の菅平ダム堰堤と国道 406 号線との交点を起点とし、同点から同国道を北西進し、同国道と林道大洞線との接点に至り、同点から同国道を北西進し、同国道と市道原野地線との接点に至り、同点から同市道を北進し、更に南進し、同市道と市道原野地線 2 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道原野地 3 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原野地線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と県道菅平高原線との接点に至り、同点から同県道を南東進し、更に北東進し、同県道と中之沢橋と二級河川中之沢との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と国道 406 号線との交点に至り、同点から同国道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。(面積 403 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

6 河原山特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

東御市所在の国道 18 号線と東御市道田中 54 号線(通称中村道)との接

点を起点とし、同点から同市道を北東進し、更に南東進し、同市道と県道丸子東部インター線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と県道小諸上田線（通称浅間サンライン）との交点に至り、同点から同県道丸子東部インター線を北西進し、更に北東進し、同県道と県道真田東部線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と市道祢津保育園菅平有料道路線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原口栗林線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道東町横堰線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と所沢ダムの堰堤との接点に至り、同点から同堰堤を南東進し、同堰堤と市道祢津366号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道祢津223号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、更に北進し、同市道と所沢川との接点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と塩沢橋との接点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と所沢橋との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と市道常田新張線との接点に至り、同点から同市道を西進し、更に南西進し、同市道と国道18号線との接点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。（面積 138 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

7 美し松特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

小県郡長和町大門地籍の大門川と長和町民有林第86林班及び第88林班の林班界との接点を起点とし、同林班界を東進し、同第77林班86林班及び88林班の林班界との接点に至り、同点から同86林班及び77林班の林班界を南進し、同77林班及び78林班の林班界との接点に至り、同点から同77及び78林班の林班界を東進し、同78林班と国有林の境界との接点に至り、同国有林及び民有林界を南進し民有林第78林班及び第79林班の林班界との接点に至り、同点から同民有林班及び86林班の林班界を北西進し、同79林班及び同85林班の林班界との接点に至り、同点から同85林班及び86林班の林班界を北進し、大門川との接点に至り、同点から同川を北進して起点に至る一円の区域。（面積 128 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

8 白樺りんどう特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

小県郡長和町大門地籍所在の長和町民有林第87林班及び第89林班の林班界並びに大門山国有林第1122林班の林班界との接点を起点とし、同点から民有林第89林班及び同国有林林班の林班界を西進し、北進し、さらに北東進し、同民有林林班及び同国有林林班の林班界と民有林第97林班

の林班界との接点に至り、同点から同第 89 林班及び同第 97 林班の林班界を東進し、同第 89 林班及び同第 97 林班並びに第 96 林班の林班界との接点に至り、同点から同第 89 林班及び第 96 林班の林班界を北東進し、東南進し、さらに南南東進し、同第 89 林班及び第 96 林班の林班界と大門川の接点に至り、同点から同第 89 林班の林班界及び同河川を南進し、同第 89 林班の林班界及び同河川と国道 152 号線との接点に至り、同点から同第 89 林班の林班界及び同河川を南進し、同第 89 林班の林班界及び同河川と第 87 林班の林班界との接点に至り、同点から同第 89 林班及び同第 87 林班の林班界を北西進し、西進して起点に至る一円の地域。(面積 77 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

9 山田池特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

松本市島内山田地籍の山田池水面一円。(面積 1 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

10 稲核・水殿・奈川渡湖特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

松本市安曇大字稲核地籍の稲核ダムの右岸と国道 158 号の接点を起点とし、同国道を南西進し、入山ずい道から主要地方道奈川木曾線を南西進し、松本市奈川古宿地籍の「そば処忠治」の前に至り、同点から奈川を横切り、奈川左岸を奈川渡ダムの湖面沿いに北西進し、奈川渡ダムの正面に至り、同点から梓川右岸を奈川渡ダムの湖面沿いに北西進し、ドライブインひぐち前に至り、同点から沢渡大橋を経て、国道 158 号を東進し、同国道と奈川渡ダムセンターの左岸よう壁と東京電力社有地の境界線との接点に至り、同点から梓川左岸を北東進し、水殿ダムの湖面左岸を経て水殿ダムに至り、更に同ダムの左岸よう壁を経て稲核ダムの湖面左岸を東進し、稲核ダムに至り、同点から同ダムに沿って梓川を横切り起点に至る線で囲まれた一円の区域。(面積 642 ha)

(2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

11 中倉山特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

上高井郡高山村大字奥山田字鎌田地籍の主要地方道豊野南志賀公園線と村道荻久保山田入線との交点を起点とし、同点から同村道を東進し、村道鎌田入線との交点に至り、同点から同村道を東進し、通称たこち原を経て主要地方道豊野南志賀公園線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、高山村と山ノ内町との接点に至り、両町村境を東進し笠ヶ岳

(2,075.9メートル) 三角点に至り、同点から通称不動沢に沿って南進し、林道山田入線との交点に至り、同点から同林道を西進し、林道七味温泉線との交点に至り、同点から同林道を西進し、主要地方道豊野南志賀公園線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積 888 ha)

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策室